

児童発達支援事業所における自己評価結果（公表）

令和 2 年 2 月 4 日公表

チェック項目		はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○	法令に従って、訓練室などのスペースも十分に確保しています。	今後も同様に、定員に対して適切になるようスペースの確保に努めていきます。
	2	職員の配置数は適切である	○	基準よりも多い職員を配置し、療育に関わる職員は、全員保育士資格などの有資格者が対応しています。法令に従って配置ができるように、管理者・リーダー・運営全員で関わり、ミスのない様に三重チェックを行っています。	今後も同様に、適切な人員を確保するとともに、利用者数に合わせてさらに人員を確保できるようにしていきます。
	3	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じて、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○	訓練室とリラックスできるスペースを分けることで、集中して課題に取り組み空間と、他者と一緒に活動する空間が体感的にわかるようにしています。また、これまで車椅子を使用する児童の受け入れはしないものの、室内の段差や内扉をなくすことで、バリアフリー化を行うと共に、お互いの声が聞きやすい情報伝達がしやすい環境にしています。	今後も同様に、特性に応じた最善の環境を目指して設定を日々見直ししていきます。
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○	毎日の床の消毒、トイレの消毒を行い、クッションスペースを作り、体に優しい空間になるように工夫しています。	今後も同様に、清潔な空間の維持に努めていきます。
業務改善	5	業務改善を進めるための PDCA サイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している	○	毎日のミーティングで課題点を話し合い、解決策を見出し、後に評価を行っています。	今後も同様に業務改善を進めていきます。
	6	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○	保護者の皆様から頂いたアンケートのご意見について検討を行い、会議内で業務の改善を行っています。	今後も同様に業務改善を進めていきます。
	7	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○	保護者様からの評価表・自己評価表の結果を踏まえ、改善内容を COMPASS の公式 Web サイトで公開しています。	今後も評価表による結果を公開していきます。
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	○	第三者による評価は、現時点では行えていません。	第三者による評価は、現状では行っておらず、今後の課題とします。
適切な支援の提供	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○	事業所内研修は月に 1 回以上は行い、外部研修に参加したのについては、情報共有を行い、資質の向上に努めています。	今後も研修により、職員の資質の向上を図っていきます。
	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○	モニタリング後に保護者面談を行い、聞き取りや、課題の見出しを一緒に行っています。それを踏まえ、個別支援会議を行い、計画を作成しています。	今後も継続してアセスメントを適切に行っていきます。
	11	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○	書類の統一と整備をし、年齢や本人の状況に合わせて WPPSI・WISC や、改訂版遠城寺・田中ビネー・新版 K 式などを使用しています。	今後も継続して使用し、適切にアセスメントツールを活用していきます。
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」「発達支援（本人支援及び移行支援）」「家族支援」「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○	保護者様との緊密な情報交換を通し、現在の課題の整理や新しい課題の設定を踏まえ、支援内容を設定しています。又その支援内容が適切か、ケース会議、支援会議を行い、多角的な視点による支援内容の設定を図っています。	今後も継続して、項目の選択・支援内容が適切になるように努めていきます。
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○	計画が常に確認できる様、職員が療育へ入る際のファイルにも添付しています。また、児童発達支援管理責任者が計画に沿っているかを適宜確認しています。	今後も計画に沿った支援が行われるように努めていきます。
	14	活動プログラムの立案をチームで行っている	○	管理者・児発管・児童指導員・保育士など、さまざまな立場で意見を出し合い、決定しています。	今後も計画に沿った支援が行われるように努めていきます。
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○	活動内容は、自社のカリキュラムに沿って、固定化しないように行っています。年間計画の他、季節ごとのプログラムは、その年の時事に合うように工夫しています。	今後も同様に固定化しないように努めていきます。
	16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	○	個別活動と集団活動を特性や発達段階・年齢、保護者のニーズに応じて、計画的に組み込んでいきます。	今後も同様に支援計画を作成していきます。
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○	毎朝ミーティングを行い、支援内容の打ち合わせと目的や注意事項を話し合っており、確認しています。	今後も同様に打ち合わせをし、確認していきます。
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○	気になる点などはすぐに児発管へ報告を行い、共有と対策・改善策を話し合い、翌日のミーティングで周知しています。	今後も同様に振り返りと共有を行っていきます。
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○	日々の療育プランを必ず記録として残し、すぐに検討と改善ができるようにしています。	今後も同様に記録をし、検証・改善につなげていきます。
	20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○	6ヶ月以内に必ずモニタリングを行い、児童発達支援計画を見直しています。	今後も、同様にモニタリングと、計画の見直しを行っていきます。
関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○	担当者会議には児発管が参加するよう調整しています。	今後も同様に行っていきます。
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○	関係機関と困りごとや、注意点を共有・相談を行い、連携をした支援ができるようにしていきます。	今後もさらに関係機関と連携していきます。
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	○		該当する利用児童はいませんが、医療的ケアが必要な児童が新たに来られた場合は医療機関等と連携した支援に努めます。
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	○		該当する利用者様がおられませんが、医療的ケアが必要なご利用者様が新たに来られた場合は、主治医や医療機関等と連絡体制を整えるよう努めます。
	25	移行支援として、保育所や認定子ども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚園部）等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○	個人情報保護の観点から、保護者様からの要望があった時のみ、支援目標や内容等の情報を共有し、相互理解を図っています。	保護者様のニーズに合わせ、今後も関係機関と連携していきます。
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校（小学部）との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○	個人情報保護の観点から、保護者様からの要望があった時のみ、支援目標や内容等の情報を共有し、相互理解を図っています。	保護者様のニーズに合わせ、今後も関係機関と連携していきます。
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○	紹介して頂いた専門機関へは定期訪問させて頂き、助言を受けています。また岡山支援部会などにも参加し、連携や研修を行っています。	今後も同様に行っていきます。
	28	保育所や認定子ども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	○	地域の読み聞かせ会など積極的に参加しています。	今後も同様に行っていきます。
	29	(自立支援) 協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	○	地域部会へ参加し、事業所の説明をさせて頂いています。	今後も同様に継続して行っていきます。
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○	日頃より家庭連携等で、ご利用者様の様子や状況を保護者と伝え合い、発達の課題について共通理解を持てるよう図っています。	今後も同様に行っていきます。
	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の支援を行っている	○	保護者様が参観できる機会を設け、児童との接し方を提案させて頂いています。	今後も同様に行っていきます。
保護者への説明責任等	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○	契約時に読み合わせをし、必ず説明を行っています。	今後も同様に行っていきます。
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○	6ヶ月以内に見直しを行い、その都度丁寧な説明を行い、同意を得たうえで、署名を頂いています。	今後も同様に行っていきます。
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○	モニタリング後に保護者面談を行い、相談や助言を行っています。	
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○	保護者会を催し、保護者同士の連携につなげています。	
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○	ご対応窓口を設置し、いつでも連絡して頂ける様、整備しています。	今後も同様に、ご相談や申し入れの対応を行っていきます。
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○	季節ごとに会報の発行や、月に 1 度はホームページにて活動、行事や成長報告を行っています。	今後も同様に行っていきます。
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	○	職員研修などで、個人情報について学ぶとともに、書棚に施錠し、個人情報が外部の持ち出しされることがないように注意しています。また、連携などで情報共有のために外部に持ち出す場合でも、名前を伏せるなどの配慮を行っています。	今後も同様に行っていきます。
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○	ノン・バーバルコミュニケーションについても配慮と勉強会を行っています。	今後も継続し、同様に行っていきます。
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	○	個人情報保護の観点から、地域住民を招待するなどの行事は行っていません。	保護者様のニーズをきちんと確認し、同意を頂いた上で、地域住民参観の行事を企画していきます。
	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○	マニュアルについては定期的に研修を確認し、訓練の仕方や各人の動きについて確認しています。	今後も継続し、同様に行っていきます。
非常時等の対応	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○	定期的に火事や地震についての避難訓練を行っています。また、集団活動中や個別療育中など、状況を変えて訓練しています。	今後も継続し、同様に行っていきます。
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	○	契約時に確認をし、面談ごとに服薬や発作などの変化を確認しています。	今後も継続し、同様に行っていきます。
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○	おやつや、食事等の提供は行っていませんが、契約時に児童のアレルギーと対応を確認しています。また、行事の関係で食物を口にすることは、再度アレルギーの有無を確認しています。	今後も継続し、同様に行っていきます。
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○	ヒヤリハットの事例集ファイルを作成し、職員会議で再発防止について話し合い、事業所内の全職員で閲覧し共有しています。	今後も同様に行っていきます。
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○	虐待に関する研修を行い、虐待防止マニュアルに沿って対応しています。さらに他の施設や学校、家庭での虐待事案ごとにミーティングを行い、振り返りをするなどで虐待発生を防止できるようにしています。	今後も継続し、虐待防止に努めます。
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	○	利用契約書に身体拘束の禁止を記載しており、生命又は身体を保護する為、やむを得ず身体拘束を行う場合は、あらかじめ文書により保護者様の同意を得ることとしています。	現在、該当する児童は在籍していませんが、身体拘束の可能性のある児童が利用を開始される場合は、体制を整え、事前説明と同意を得て、支援計画に記載するよう努めます。

○この「事業所における自己評価結果（公表）」は、事業所全体で行った自己評価です。